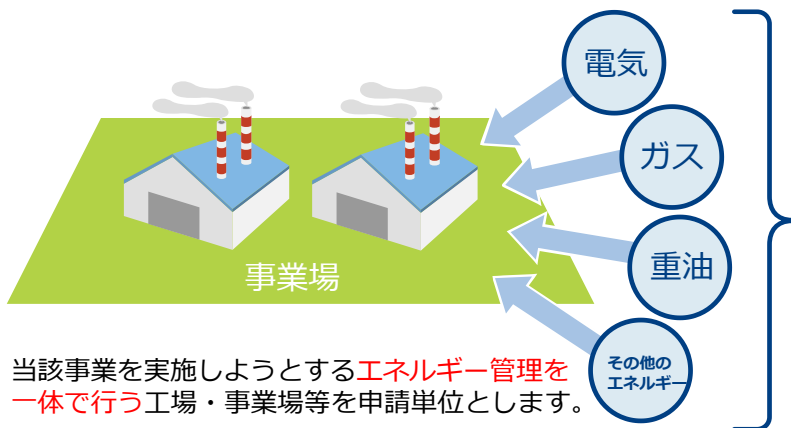


申請を検討されている方へ

1 事業の概要と補助対象事業者及び申請単位

- ・既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修により、省エネルギー化を行う際に必要となる費用を補助します。
また、今年度より、電力ピーク対策についても支援対象に追加しました。
さらに、エネルギー管理支援サービス事業者と連携し、エネルギー管理システム（EMS）を導入することで、より一層の効率的・効果的な省エネルギーを実施する事業も支援対象として追加しました。
- ・補助対象となる事業者は、事業活動を営んでいる法人及び個人事業主となります。



～導入事例～

区分Ⅰ・省エネ設備・システムを導入支援の場合は、工場・事業場等全体のエネルギー使用量が

1%以上

または

500kl以上

削減されること

または

補助対象経費1千万円あたりの耐用年数を考慮した省エネルギー量が

200kl/1千万円以上

であること

※工場・事業場等全体のエネルギー使用量と、既設設備単体のエネルギー使用量を把握して、省エネルギー計算を行ってください。

2 省エネルギー量・ピーク対策効果量

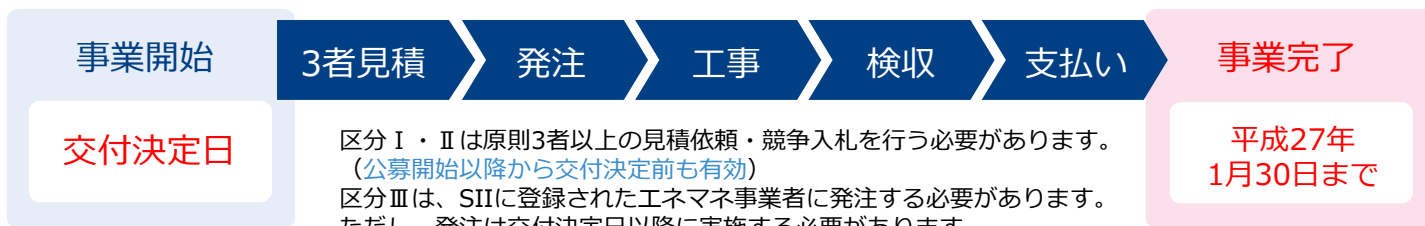
計画する省エネルギー量・ピーク対策効果量は**必達**です。

事業完了後、1年間の実績（工場・事業場全体および設置機器・設備単体それぞれについて）を測定し、報告して頂きます。その結果、計画時の省エネルギー量・ピーク対策効果量に未達の場合は、補助金の返還となる場合があります。



3 事業期間

交付決定日から平成27年1月30日まで。



当資料は、事業の概略を説明するものであって明確な要件を定義した資料ではありません。詳細は「公募要領」をご確認ください。

4 申請可能要件

補助対象事業は3つの区分に分かれており、組合せによって7パターン（A～G）に分類されています。補助事業者は申請内容に応じて、いずれかの申請パターン（A～G）を選択して申請を行ってください。
※各申請パターンに示されている要件を全て満たす必要があります。

区分 申請パターン	I. 省エネ設備・システム 導入支援	II. 電気需要平準化対策設備 ・システム導入支援	III. エネマネ事業者を活用 する場合
A	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千円以上		
B		ピーク対策効果 5%以上 or 1900kWh以上 or 800kWh/千円以上 ピーク対策効果 増エネとならないこと	
C	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千円以上 ピーク対策効果 5%以上 or 1900kWh以上 or 800kWh/千円以上		
D	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千円以上 省エネ効果 10%以上 or 1200k以上		省エネ効果 1%以上 or 500k以上
E		ピーク対策効果 5%以上 or 1900kWh以上 or 800kWh/千円以上 ピーク対策効果 増エネとならないこと ピーク対策効果 50%以上 or 4500kWh以上	ピーク対策効果 5%以上 or 1900kWh以上
F	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千円以上 ピーク対策効果 5%以上 or 1900kWh以上 or 800kWh/千円以上 省エネ効果 10%以上 or 1200k以上		省エネ効果 1%以上 or 500k以上
G	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千円以上 ピーク対策効果 5%以上 or 1900kWh以上 or 800kWh/千円以上 ピーク対策効果 50%以上 or 4500kWh以上		ピーク対策効果 5%以上 or 1900kWh以上

5 補助対象設備

以下は区分ごとに導入する設備の要件を抜粋し記載したものです。導入する区分の設備に応じてそれぞれを満たす必要があります。

区分Ⅰ.省エネ設備・システム導入支援：省エネルギーに寄与する設備であること。（設置設備の機器指定はありません）

ただし、以下の内容を満たしている必要があります。

1. 区分Ⅰの内容を満たしていること（申請設備が元の設備の能力・出力を超えてもよい）。
2. 1の補助対象設備（省エネルギーに寄与する設備）に関するエネルギーの使用量を計測する機器およびEMSも対象。
3. 原則として、導入する設備が兼用設備、又は将来用設備、又は予備設備等でないこと。
4. 償却資産登録される設備（固定資産等として登録される設備）であること。

区分Ⅱ.電気需要平準化対策設備・システム導入支援：電気需要平準化時間帯の電力量を減らす設備であること。

（設置設備の機器指定はありませんが、新設できる設備は限られます）

ただし、以下の内容を満たしている必要があります。

1. 区分Ⅱの内容を満たしていること。
2. 電気需要平準化評価係数（1.3）を加味して、事業前後のエネルギー量が増エネとならないこと。
3. 原則として、導入する設備が兼用設備、又は将来用設備、又は予備設備等でないこと。
4. 償却資産登録される設備（固定資産等として登録される設備）であること。

区分Ⅲ.エネマネ事業者を活用する場合：区分Ⅰ・Ⅱの事業と共に区分Ⅲを申請する場合、登録されたEMSを設置すること。

ただし、以下の内容を満たしている必要があります。

1. 補助対象システム・機器は、予めSIIの確認を受け、登録されていること。
2. 区分Ⅲの内容を満たしていること。
3. 償却資産登録される設備（固定資産等として登録される設備）であること。
4. 補助対象となる設備・システムの最長の処分制限期間（法定耐用年数の間）、適切に管理されること。

当資料は、事業の概略を説明するものであって明確な要件を定義した資料ではありません。詳細は「公募要領」をご確認ください。